

環境生活部自然環境局自然環境課低入札価格調査制度の基準の設定等について

令和4年（2022年）8月1日 自然第457号

会計法（昭和22年法律第35号）第29条の6第1項に規定する「相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められるとき」の取扱いは、次のとおりとする。

記

第1 対象となる契約

支出負担行為担当官 北海道環境生活部長が環境省から施行委任を受けて行う契約については会計法が適用されるため、低入札価格調査制度の対象となる契約は、予算決算及び会計令第84条の規定に基づき、予定価格が1千万円を超える工事の請負契約又は工事に係る設計、測量及び地質調査等（以下「設計等業務」という。）の請負契約とする。

第2 低入札価格調査の基準

予算決算及び会計令第85条の基準は、次のとおりとする。

(1) 工事の請負契約

予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。

ただし、その割合が10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2と、10分の9.2に満たない場合にあっては10分の7.5とする。

- ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

(2) 設計等業務の請負契約

次の表業種区分の欄に掲げる業種の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。

ただし、地質調査業務以外に係る契約については、その割合が10分の8.2を超える場合にあっては10分の8.2と、10分の8.2に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、地質調査業務に係る契約については、その割合が10分の8.5を超える場合にあっては10分の8.5と、3分の2に満たない場合にあっては3分の2とする。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	

建築関係の建設 コンサルタント 業務	直接人件 費の額	特別経費の 額	技術料等経費の額に 10分の6を乗じて 得た額	諸経費の額に10分 の6を乗じて得た額
土木関係の建設 コンサルタント 業務	直接人件 費の額	直接経費の 額	技術料等経費の額に 10分の9を乗じて 得た額	諸経費の額に10分 の4.8を乗じて得た 額
地質調査業務	直接調査 費の額	間接調査費 の額に10 分の9を乗 じて得た額	解析等調査業務費の 額に10分の8を乗 じて得た額	諸経費の額に10分 の4.8を乗じて得た 額
補償関係コンサ ルタント業務	直接人件 費の額	直接経費の 額	その他原価の額に1 0分の9を乗じて得 た額	一般管理費等の額に 10分の5.5を乗じ て得た額

第3 事務手続き

予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いに関する事務手続きは、次のとおり取り扱うこととする。

(1) 基準価格の設定

ア 支出負担行為担当官は、対象請負契約を競争入札に付そうとするときは、第2の基準に基づき、基準価格を設定するものとする。

イ 支出負担行為担当官は、基準価格を設定したときは、予定価格調書に調査基準価格を記載するものとする。

(2) 入札参加者への周知

支出負担行為担当官は、基準価格を設定したときは、公告又は指名通知の際、基準価格を設定している旨を記載するほか、入札参加者に対し、入札心得の条文を熟知することを促すとともに、現場説明及び入札執行の際に次のことを説明するものとする。

ア 基準価格を設定していること。

イ 基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法

ウ 基準価格を下回った入札を行った者は、最低価格の入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。

エ 基準価格を下回った入札を行った者は、事後の調査に協力すべきこと。

(3) 入札の執行

入札の結果、基準価格を下回る入札が行われた場合は、入札執行者は、入札者に対して「保留」と宣言し、入札結果は後日決定する旨を告げて、入札を終了するものとする。

(4) 調査の実施

ア 支出負担行為官は、基準価格を下回った価格で入札を行った者について、その者に

より契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか調査するものとする。

イ 調査事務等の取扱いについては、別紙「低入札価格調査制度における調査事務等の取扱いについて」により実施することとする。

なお、北海道が適用している失格判断基準は、国においては適用していないことから適用しないものとする。

(5) 落札者の決定

ア 支出負担行為担当官は、調査の結果最低価格入札者がした入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、直ちに最低価格入札者に落札した旨通知するとともに、他の入札参加者全員に対してその旨を通知するものとする。

イ 支出負担行為担当官は、調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で入札を行った他の者のうち、最低価格の入札者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。また、次順位者が基準価格を下回る入札者であった場合には、(4) 調査の実施以降と同様の手続きによる。

なお、支出負担行為担当官は、次順位者を落札者とした場合は、

ア) 当該落札者には、必要な事項の通知

イ) 最低価格入札者で落札者とならなかった者には、落札者とならなかった理由その他必要な事項の通知

ウ) その他の入札者には、適宜の方法による落札者の決定があった旨の通知をするものとする。

(6) 工事における契約保証金及び前金払の取扱い

ア 契約保証金

低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の100分の30に相当する額以上とすることとし、その旨を公告、指名通知及び入札説明書等に記載すること。

また、契約書第24条第4項及び第43条第2項中の「10分の1」を「10分の3」に改めることとする。

イ 前金払

低入札価格調査を受けた者との契約については、前金払の割合を契約金額の2割に相当する額以内とすることとし、その旨を入札説明書等に記載すること。

また、契約書第33条第1項及び第3項中の「10分の4」を「10分の2」に、第4項中「10分の5」を「10分の3」に改めることとする。

第4 その他

この取扱いは、令和4年（2022年）8月1日以降の入札から適用する。